

第5回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成29年8月21日（月）午後2時～5時
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 306会議室
- 3 出席委員 井原委員、吉永委員、秋山委員、今村委員、國府田委員、森委員、山中委員、上平委員、和田委員、坂井委員
- 4 傍聴人 なし
- 5 事務局 湯浅市民生活部長、樋口コミュニティ課長、竹之内補佐、川名係長、内田主事、山村主事
- 6 協議事項
 - (1) 答申（案）について
 - (2) その他

7 協議内容

委員長

事務局に配布資料についての説明をお願いします。

事務局

配布資料について説明する。

次第、答申（事務局案）、答申（委員A修正案）、評価シート、武蔵野市クリーンセンターの概要を配布した。

評価シートは、前回第4回の中での議論、またメールでのやり取りの内容を反映したものであるため、修正がなければ答申の添付資料としたい。

本日の流れとして、答申案について議論した後、副委員長から報告事項をお伝えいただく。

委員長

評価シートは、答申に添付となる。

答申案について、委員Aから修正意向が示されたということなので説明をお願いしたい。

委員 A

今回の修正はパブリックコメントに特化している。それ以外の部分には手をつけていない。

事務局案をベースに作成したが、なぜパブリックコメントを選択したかというのを3つにまとめた上で、実施する場合の注意点を記した。

なぜ選択したのかという部分は3点あり、パブリックコメントを実施する場合、市民に対し理由を説明できるようになっているか。次に、パブリックコメントを実施した場合に、行政側としてどういうことを答えてもらいたいかを意識して聞いたら良いと思い、そのポイントを説明した。今まで硬い表現が多かったため、もっとわかりやすくすることを求めた。3つ目は、実施後、具体的に市民から答えをもらえるような聞き方ができているか。資料内容の問題、配布の問題の2点について工夫したらどうかという内容にした。パブリックコメントを選択するにあたり、この3点をつめて実施するよう促す形にした。

また、パブリックコメントの資料設置場所をもっと広くすることを提言した。私も公民館等で設置場所を確認するが、市民の目に触れて頻繁に行く場所はどこかと考えた場合、駅、郵便局、スーパー等を答申に記載することで今後、検討して欲しいと思った。

前回議論のあった他市の事例を聞いて、往復はがきの利用など、市民にとってハードルを下げた形にすることで意見提出数が増えると思われる。

インセンティブについて、回答者に土産を出しても良いと思う。例えば、花火の有料鑑賞券や、観光施設のPRを兼ねたものなど、邪道かもしれないが、パブリックコメントに関心を持ってもらうという意味では検討に値すると考える。

事務局で案を作っていたが、あえて付け加えたというのが趣旨である。

委員長

何か意見はあるか。

委員 B

納得だが、平成26、27年の答申を見ても今回と同じ内容が書いてある。

それを踏まえて更に「当委員会では、これまでの答申の中でパブリックコメントの在り方について様々な意見提言を行ってきたところであるが、市民参加条例施行から5年が経過した今なお、パブリックコメントによる市民参加の運用実績が低調と言わざるを得ない。今回、過去の答申内容を包含し、パブリックコメントを実施するにあたっての基本的な注意事項を総括的にとりまとめた『パブリックコメント実施10箇条』として以下のとおり提言したい。」と変更

して欲しい。

ここで、委員会では何度も同じことを言っているが、まったく成果が上がっていないということも含めて、再度中身について詳しく検討して提言したい、という内容にした方が、我々の提言が生きてくるのではないか。

委員長

その前に、委員Aが修正した部分を協議したい。

委員B

前提を先に訂正した後に、内容について協議したかった。

委員長

低調であると言わざるを得ない、というのはどういうことなのか。

委員B

平成27年度の答申の中に「パブリックコメントによる意見提出件数は当該事業の内容や市民等の関心度により違いはあるものの、0件又は1、2件程度が多い状況である。」とある。しかし、今年度の実績も前回と変わらない。

委員C

図書・博物館についてだが、パブリックコメントが50件もあり成功事例だったと思う。参考になる事例があるのに前回と同じと言ってしまうと、前進していないように感じる。

委員B

事業全体としては低調であると言いたい。もちろん参考となる事例があるのは理解している。

委員D

今回参考になる事例があったことを踏まえて、提言する必要があると思う。そのため、参考になる事例が出てきたことを全面に出した方が良いのではないか。

委員長

パブリックコメントの件数は前年比でどう変化しているのか。実際に低調なのか。

事務局

パブリックコメントを実施している事業数が違うため、単純に比較することはできないが、図書・博物館の意見提出件数が多かったことから、一概に今までと同じと言い切れないと思われる。委員会の評価について、年度当初に評価の考え方を諮り、新しい評価シートで実施している。原則としては、条例に定められた市民参加の手続きが各担当部署できちんと実施されているかが基本となっている。それと照らし合わせて低調となっている、手続きどおりに実施していないということであればそういう答申になっていくものと考えている。

5年間提言を続けた結果、模範となる事例が出てきたということで前向きに捉えられると思う。

委員B

成功例や参考例が出てきているが、全体としては低調だと思う。だから委員会として色々な提言をしてきていると言いたかった。

パブリックコメント実施の10か条と書くのであれば、理由付けすべきと考える。

委員E

パブリックコメントをやって一般市民から意見がでない状況もあったが、聞き方によってはもっと活発に意見が出るのではないかと言いたい。そのため、委員会としては、期待を込めてもっと活発に意見が出るような工夫をしてもらいたいという文章ではどうか。

意見数が0件の事例もあるので、低調と言いたい気持ちもわかるが、工夫が必要だと言いたい。

委員F

低調という表現では否定的になってしまう。もう少し工夫できることがあるので、改めてパブリックコメント10か条を書いたという内容にしてはどうか。評価シートではA、Bが多いので、委員会としての評価は悪くない。低調と言うとC、Dが多いイメージになってしまう。

委員A

同じ現象でも、見方によって感じ方が違う。委員Bの意見もわかるが、委員会としてはポジティブに言った方が良いと思う。見方をポジティブにということである。

委員F

A、Bが多い中で、否定的な意見ばかりだとやる気がなくなってしまうが、ポジティブな言い方であれば素直に入っていくのではないか。

委員B

全体が悪いと言いたいわけではない。パブリックコメント以外の手法は全体的に努力も工夫もしてきており良くなっているが、パブリックコメントだけは依然として定着していないということ。パブリックコメントに力を入れて提言した理由として、こういう書き方をすべきと考えた。

委員D

過去の答申内容ではなく「今回は成功と思える事例が出てきたので、それを分析した結果パブリックコメントを実施するにあたって」という表現にし、成功事例を取り上げたら良いのではないか。委員Bの意見もわかるが、成功事例があったのは初めてのことだったので、他の事業は今後どう実施し、工夫すべきかという前向きな言い方をした方が、庁内にやる気を持たせることに繋がると考える。

委員G

市民参加の手段としてパブリックコメントは基本中の基本だ。しかし一般市民にとって書面で意見を言うのはハードルが高い。一方、行政にとってパブリックコメントは、審議会や説明会と比べるとハードルが低いように感じる。そういう全体を考えてパブリックコメントをどうするかという問題になると思う。それが、委員Aが追記した3つのポイントに繋がる。

1つは、なぜパブリックコメントを選択するのかという認識が行政側にないといけない。市民にとってはハードルが高いが、なぜやるのか。2つ目は、やるならば行政は聞きたいことを市民に伝えるべきである。3つ目に、どうしたら市民から活発な意見が出るか考えよ、という見方かなと思った。

件数が多い少ないというのは、それを反映した文章にすれば良いが、委員Aが修正した文章につなげるという意味ではそうした考えもある。

委員長

パブリックコメントが低調な理由は市民にもある。制度自体がアンタッチャブルなものであり、やり方を間違えれば危険なものでもある。こうしたいという法律があり、パブリックコメントをやって意見がなければ、パブリックコメントをやったじゃないかと言える。そこまで書くかどうか。付け加えるのなら

ば、なぜパブリックコメントを選んだかということだが、行政側は広く市民に意見を求めるならばパブリックコメントという答えがすでにあるような気がする。

全体のことは後ほど考えるとして、まず委員Aが修正した部分の中身について議論したい。何がどう変わるのか、市民にどのような影響を与えるのかという前段はある。そこに委員Aの言葉を入れるならば影響はないが、本質の議論をどこまで加えるかということになる。

委員G

2「平成28年度の市民参加条例の運用に関する評価について」、「4 今後に向けて」の内容である。前後で触れられている。

委員A

重複があることはわかっているが、前後の内容を集約してパブリックコメントについてまとめた次第である。個人的な考えだが、パブリックコメントは反応がなかったとしてもやったことに意味があると思っている。行政がどんなことをやっているのかPRする手段であり、たとえ市民が意見提出しなくても、行政がやっていることを知ってもらうことができる。そうすると、わかりやすい資料作成が必要であることに自然とつながっていくはずだ。

委員長

「市民間の貴重なコミュニケーション手段」ということか。

しかし、公聴会等も市民に対するPRということでは同じではないか。

委員A

同じではあるが、手段が違う。

委員C

パブリックコメントの意見提出件数が少ないので、意義を確認するというのは賛成だが、行政側にもう少し深く考えた方が良いというアドバイスをしたい。

委員F

委員Aの内容について賛同する部分はあるが、箇条書きにしたら良いと思う。重複している内容については絞って、10のポイントのように項目を箇条書きし、それぞれに細かい説明を加えるのはいかがか。

委員長

委員Aの案を、事務局の案に入れる形でどうか。

委員A

実施上のポイントではなく実施前の問題であり、入れるのは難しい。パブリックコメントを実施する前に考えて欲しいという意図がある。

委員E

パブリックコメントを選ぶ前の心構えとして、3つの視点をもう少し短くしたい。

委員G

なぜパブリックコメントなのか、何を聞きたいのか、どうやったら意見が出るか。これについて考えさせ、事前周知、資料の作り方、プロモーションをどうするのか、ということ。

委員B

答申の書き方だが、具体的なことは別紙で作ったらどうか。長々と答申の中に入っているよりも、問題になっているパブリックコメントの部分について別紙で添付する形のほうが良いと思う。

事務局

一番言いたい内容は答申の本文に入れるべきだが、付記という形で行うことはできると思う。しかし、今回議論しているような重要な内容が付記で良いのかというところが難しい。

委員長

事務局の方で、選択のポイントをあえてここで述べることはどう思うか。

事務局

行政として、一番ハードルが高いのがパブリックコメントという認識だと思われる。なぜなら、アンケート等は行政側の意図を反映して意見を聞くことも可能だが、パブリックコメントは、国民の権利を制限するような制度設計、改正については、誰もが改正の情報を知った上で、縛りのない中で意見を言うていただくという、意見公募手続き等という項目が情報公開法の中で設けられており、各市町村でも同制度に準じて行っているという前提がある。実際には、

地方自治体はこの法律の適用は受けないが、努力規定として法46条の中で地方自治体もこれに準じた形で努めるとなっている。そういう意味では、権利を制限するような場合にパブリックコメントを選択するというのが本来の選択理由になってくる。しかし、運用でそこまで限定されていないため、権利が制限されるものでなくても、市民参加条例の中で可能な限り、パブリックコメントを実施するというので、あまり恣意的にならない、またそうした疑念を持たれない中でパブリックコメントをやるケースが多いと考えられる。選択する理由を求められた場合はみなさんが自由に意見を出しやすい手法だから、と答える可能性が高い。その他にも、なぜパブリックコメントをやらなかったのかと問われた場合にそれを答える方が難しく、悩ましい。

委員長

キャッチーな問題である。行政としては、国民の知る権利の中で選択したかどうかを説明する問題ではない。インセンティブはあり得ない。粗品をあげるから意見を出してくれというのは、国民が自らの権利を放棄していることになる。国民が知る権利を持っている以上、行政は伝えるもので、市民は答えなければならぬものである。しかし、具体策としては悩ましいところだ。

委員G

それを建前として、自由な意見を求めた結果、これしか意見がなかったという風に使われる懸念もあるし、本質的に色々問題がある。

委員A

パブリックコメントは様々な問題点を孕んでいるが、今ご説明いただいた内容も立派な答えだと思う。形式的にやっているとは言わないが、やや受け身の形で実施しているケースもあると思う。そうではなく、やる以上は何か市民から聞きたいということを考えながらやらないと意味がない。もっと意識しながらやって欲しいと思った。

選挙にいかなかったら罰則があるという国もある。国民の権利があるということもみんなが理解しているかという話は別。邪道だと思うが、市民に一步踏み出してもらおうという意味でインセンティブを使うのは悪くないと思ったので書いた。もちろんカットしても良い。

これまで色々提案してきた中で、相対的に低調だということであれば、何かをきっかけにそれを上向かせるためにやってみてもいいと考えた。

委員B

先に述べた低調というのを「定着していない」に改めたい。他の手法はほぼ定着しているが、パブリックコメントだけはやり方が定着していない。

委員D

市民に定着していないということか。庁内ではある程度定着していると思うが。

委員C

手法が定着しているという根拠はあるか。

委員B

色々工夫していないから。

委員C

やり方がまだ確立されていない。

委員B

やり方が定着していない。他は色々工夫して結果を出しているが、パブリックコメントだけは形式的にやっているような気概がある。推進の仕方に工夫が足りないと思った。

委員E

意見がないということは文句がないということであり、市民は行政を信頼してお任せしているということなのではないか。

委員C

私は30年近く流山市に住んでいるが、審議会やパブリックコメントをやっていることを知らなかった。告知が広報の小さいスペースであり、私の生活動線では接触する機会がなかった。ネットで見ると、パブリックコメントはキャッチボールみたいなもので、行政が投げて、市民が返して、というのを繰り返すということ。つまり、一回目のボールが市民に届いていなければ意味がないと思う。

見て、知っても意見を出さないということもあるが、現状どこに問題があるかはわからない。市民参加制度というのが市民にどの程度浸透しているのか、なぜパブリックコメントの件数が増えないのか一回調べるべきだと思っている。

委員A

私がパブリックコメントを目にするのは、広報と公民館である。もっと市民がアクセスしやすい場所を増やすべきだし、内容についても検討すべきと考える。

パブリックコメントを実施することで市のPRになると書いたのは、意見提出が無くても市が発信していることをPRする役割があるため、パブリックコメントの位置づけをしっかりとすべきと考えている。

重要部分を本文ではなく添付書類にしたらどうかということについては、答申のタイトルが運用の改善についてなので、それを別紙にするのはどうかと思う。

委員H

私は事務局案で良いと考えている。図書館の事例は成功しており、担当の広めたいという意識を強く感じられた。意見交換会も全て同じことが言える。

パブリックコメントを実施しても結果に反映されてこない事案は、意見交換会の参加人数も少なく、それは担当課の気持ちが入っていないからだと感じる。そのため、「市民に意見を聞くにあたって」と書いた上で、特にパブリックコメントは注意が必要だという表現で良いと思っている。

更に、3つのポイントと10のヒントでは混乱するのではないか。

私はインセンティブがあったら回答してしまうと思うが、行政的には良くないだろうと思う。

委員長

「パブリックコメントについて、以下のとおり提言したい」として、項目は言わずに入れるというのはどうか。

事務局

平成27年度の答申の中で、同じような書き方で運用改善の中で並べて書いているところがあり、それを別な観点で書くということについてはいかがか。

また、委員Aの修正案について前後関係を確認したところ、6ページの「理由をきちんと説明できること」というくだりについて、改善の評価ではないが「2-(1)市民参加の方法の選択について」の中で考え方を述べているので、そこに入れられないか。

事業のPRになるという事については、市民参加の運用の核になるところである。事業評価の生の声だと思い、末尾の「4今後に向けて」の中で、締め

ところに記している。

(2)の何を聞きたいのかということについては、7ページの⑧実施の10か条の中にも入っているのですが、どちらかに整理しても良いと思う。

わかりやすい言葉で表現するというのも、⑦と2ページの2評価の部分などにも3か所指摘がある。こちらにも、どちらかに整理する必要がある。

3の配布資料は、6, 7, 8, 9配布場所の関係もあるので10か条の内容を整理するのか、委員Aが修正した案を整理するのかということになるかと思う。

昨年と比較して手法は色々検討しているが、それでも意見がなかったところもある。パブリックコメントの運用の在り方というところで、パブリックコメントで多くの意見をj得ている自治体に問い合わせしてみたところ、その自治体ではパブリックコメントに興味を持って活動する市民団体がおり、実施の際に街にブースを出し、集まった市民の方や道行く人に声をかけ、特設ブースに呼び込んで意見を書いてもらっているということであった。地域の自然な流れでそうした市民側の動きがあるようである。

委員C

当該自治体のホームページ上でパブリックコメントという言葉にたどりつくまでの時間が早い。流山市は遠い。京都市は、市としても目立つ努力はしていると思う。

委員A

今の話を伺って、駅の改札前でビラを配ることなども、できないわけではないと思う。それこそ、アドバルーンを上げることも考えられる。

委員長

去年言ったことを繰り返しても良いのか。

事務局

今までの答申では理念的なことしか書いていなかった。そこで、昨年は実際に委員会がどういうことを求めているか答申に書いた経緯がある。今年度は、昨年度より細かく書いており、繰り返して言うてはいけないということではない。ただし、前回の答申の中でSNSやチラシについて、答申に記載されていることを実施したが、件数が少ないという話はある。先ほどお話があったビラを配ることについて、その紙をもらったところで自分に直接影響のないことは意見を書きづらいと思う。やはり、担当課が実施してみたがダメだった場合、

他の課が図書館のマネをしても同じ件数意見が出るかわからない。

結論としては、昨年度言ったことを繰り返し言っても良いと思われる。

委員D

まずは、事務局案をベースでやっても良いかという共通認識を諮った方が良いと思われる。私は事務局案をベースに作成したほうが良いと考えている。

委員F

私も箇条書きにし、明確にしたほうが良いと思われる。

委員A

固執するようだが、事務局案は実施にあたっての改善であり、実施に辿り着くまでのことは触れられていない。そこについてはどう考えるか。

委員E

箇条書きの前の一文に入れても良いのでは。

委員F

1の前に、3つのポイントということで委員Aの修正案のタイトル部分を簡潔に入れる。

1 なぜパブリックコメントを選択したのかを明確にされたい。

2 パブリックコメントを通して市民に求める意見を明確にされたい。

委員長

最後は事務局で言い回しを直してもらいたい。

委員D

それ以降は、事務局案の10箇条を整理して入れていけば良い。

行政の作業する順番を考えて書いた方が良いので、事前周知については1項目にしてもらいたい。

事務局

事前周知の内容についてだが、過去の答申において必ずしもパブリックコメントの実施前ではなく、パブリックコメントの期間中または実施前という形で提言しているので、「周知の方法として」という提言の方が好ましいと思われる。

委員 A

「配布場所については、可能な限り関係施設に配布するよう努めること。」のところに、出来れば病院、駅、スーパーなどの施設にも入れて欲しい。富士見台の郵便局の前に掲示板があり、そこはどんなものでも掲示してもらえるため、市のものだったらお願いできるのではないかと思う。

事務局

パブリックコメント資料の配布場所となると、なかなか難しいと思われる。

委員 F

パブリックコメントをやっていますよ、という告知を貼ってもらえるだけでも良いのではないかと思われる。

事務局

パブリックコメントの制度主旨としては、市民の知る権利を保障するというところであり、また、先ほどのインセンティブの話と被ってしまうので難しいかもしれない。

委員 A

努めることとしているので、結果がダメなら仕方ないと思う。

委員 E

図書・博物館は学校、保育課は保育園などを増やしていたため、事業によっては、関係施設を可能な限り考えて増やすことはできるのではないか。

委員 A

関係施設という表記だと伝わらない可能性があるため、出来る限り具体的に書いた方が良いと思う。自治会や学校は難しいのか。

事務局

自治会の掲示板は、基本的には自治会のツールである。そこに市から年5回掲示の依頼をしている。広報を補完する意味で依頼しているので、広報で流れている内容を改めて掲示依頼すると自治会にかなりの負担を強いることになる。ポスターの掲示場所が複数ある自治会もあり、掲示作業だけでも負担になる。

委員 A

掲示板のみでなく、回覧板はどうか。

事務局

回覧板についても、年 5 回でお願いしている経緯があり、なかなか難しい。

委員 A

ぜひ回覧して欲しいものもある。自治会は組織であり、アクセスとしては良い。自治会によっては嫌だということもあると思うが、やってみないと進まない。

事務局

担当課に回覧を断ったりしている中で、コミュニティ課が率先して突発的に依頼を行うのは難しい。また、回覧が回りきるのに 1 か月かかることもあるので、パブリックコメントの情報を回覧するのであれば、実施の数か月前から準備して依頼する必要がある。

委員 A

書いたから全部がそうなるとは思わないが、できる場所もあると思う。

委員 D

掲示場所については、答申に書いてしまうとやらなければならない。そうすると、事案によっては関係ない施設まで掲示場所に選ばれてしまうため、逆に困るのではないか。

委員 A

私は、できなくても書いたほうが良いと思う。包含した書き方をすると分からない。

委員 C

今のホームページは、告知というよりも広報で見た人が詳細をホームページで探すという感じがある。

市のホームページにアクセスした時に、すぐにパブリックコメントをやっていることがわかるものがない。

事務局

新しい情報が掲載されると下にずれてはしまうが、トップページにあるトピックスとして出している。

委員長

ホームページは席取り合戦だから難しい。

具体的に掲示場所などを明示しようとするのは難しいのではないか。

委員D

学校と書いてしまうのも、現実的には難しいと思われるため、関係施設という表記のままで良いのではないか。

委員A

では、具体的に関係施設とは何か。

委員D

特別に学校や、児童館、図書館など、事案によっては関係施設になると思う。

やる気のある課だったら、スーパーにお願いしに行くということもあるかもしれない。

委員A

それを、書かずとも行政側が実施してくれるかどうかの問題。関係施設と書いて、スーパーが思い浮かぶとは思えない。

委員D

そこはコミュニティ課が今の話を聞いている。

委員H

パブリックコメントを成功させたければ、各課が聞いてくると思う。

委員A

そうなると、関係施設と入れる意味がない。

委員C

関係施設というのはパブリックコメントの事案によって違ってくるため、具体的な例として入れるのは難しいと感じる。

委員長

今9箇条なので、もう一つあっても良いのではないか。

委員A

配布場所と配布方法については、どこで触れているのか。

委員D

閲覧資料の中に、「可能な限り多くの施設に配布するよう努める」と入れてはどうか。

委員B

パブリックコメントに関して、情報があつたとしても関心を持つ前に興味が湧かない。パブリックコメントを広報に出すのであれば、もっと興味が湧くような工夫をしてほしい。

委員長

「③正式な事業名の他に、興味が湧くような事業内容がわかるサブタイトルを設定されたい。」として欲しい。

委員B

パブリックコメントという言葉自体を知らない人が多いと思う。

委員C

広報に市民参加の常設のコーナーを作り、手法の説明をする等、常に市民参加の情報を掲載しておいた方が良いと思われる。また、広報紙で実施するのが難しいようであれば、HP上で、制度をPRするようなページを作らないと、なかなか浸透しないのではないか。

委員A

もしやるならば、ホームページに市民参加のページを作成した方が良い。

パブリックコメントに限らず色々な手法があるため、紹介するためのページを作っても良いと思われる。広報紙やホームページなど色々な情報提供の方法があるものの、今は非常にアクセスしづらい状態になっている。

委員F

市民参加推進委員が何をやっているのか、そもそもこの委員会の存在を知ら

ない人も多いと思う。

わかりやすい情報提供がなされれば、市民ももう少し市民参加について認知し、意見を出しやすくなるのではないか。

委員D

10項目目として、「実施後なるべく早く、パブリックコメントの内容及び対応についてホームページにて公表すること」と追加してほしい。

意見提出をした人は、自分の意見がどう扱われているのか気になると思う。

そのため、意見があったことを先に公表する必要がある。市の対応も、結果が固まり次第公表して欲しい。

委員F

先ほどの掲示よりも、お金も時間もかからずに良いと思う。

委員D

自分の意見がきちんと反映されていることがわかれば、私も意見を出してみようかなと思う人が増えると思われる。

委員長

庁内でノウハウをシェアする必要があると思う。

委員C

「パブリックコメントを選択した理由を明確にされたい。」という部分について、決まったような答えしか出ないと思うが、必要なのか。

委員A

主体的に市民から意見を聞くという姿勢を持ってもらうために、必要だと思った。

委員B

なぜパブリックコメントを選択されたか、という質問に対しては、「広く一般市民の意見を聞いたかったから。」という答えが多数だと思われる。

委員G

①、②の項目については、先ほど事務局からも説明があったように、国民の知る権利という基本的な考え方の中で、できるだけ誘導せずに自由に意見を言

ってもらおうという意味では、なぜパブリックコメントを選択されたかという理由を説明させるのはそぐわないと思われる。

事務局

①については、同じ意見。

意見交換会があるが、意見交換会で聞けなかったサイレントマジョリティーを吸い上げるのがパブリックコメントの趣旨であると思うので、書いても良いと思う。

②については、パブリックコメントは自由意見ではあるが、名前、住所も明かした上で意見を提出してもらおうという意味では、捉え方だと思う。書いても変ではないと思われる。

委員F

箇条書きにしているから、①を消し、②を「市民から何を聞きたいのかを明確にされたい。」として、次に「正式な事業名の他に興味が湧くようなサブタイトルを設定されたい。」と入れてほしい。

委員長

①②は難しい内容であるため消去し、③を①としてほしい。

委員E

4 今後に向けての中で、同じことを言っている。パブリックコメントで全体的な意見を聞くことは続けるべきであろうが、それ以外に、説明資料内に「市民の意見を求む」という項目を設け、行政の側から「知りたいこと」を絞り込んで聴取することも一案と思える、という記載がある。

ここに書いているから、箇条書きには書かなくても良いのではないか。

委員D

⑦の「直接事業に関係する諸団体、関係施設を利用する市民に重点を置いた意見聴取」という部分について、広く平等に意見を聴取するわけではなく、該当する市民の意見を優先的に扱われるという捉え方をされると困ると思う。

事務局

これまでの議論の中で、利害関係者ですら意見が出てこないという案件もあったので入れたが、ご指摘のとおり優先的に扱われると捉えられてしまう可能性もある。

委員D

関係のある施設等にお知らせして、意見を出してもらった方が良くと思う。

委員長

周知は良いが、意見提出について重点を置いたという表現を入れるのは好ましくない。

委員E

今回の10箇条はパブリックコメント実施の場合の注意事項なので、この項目自体必要ないのではないか。

委員D

匿名性の確保について、市に意見を言いたい意見を公表されたくないという場合にはどうしたら良いのか。

委員E

市長への手紙などで意見を言うのではないか。

事務局

意見内容は概要、匿名での公開となっている。

委員長

8箇条で良いのではないか。

委員C

②で、参加しやすい時期、期間というのはわかるが、場所はいらないのではないか。

委員A

②で「市民が意見を出しやすい」という表現にした方が良くのではないか。

委員D

②に「周知方法」というのを入れ、末尾は「十分検討されたい。」として欲しい。

委員 A

④に「周知方法等」があるので、被ってしまうのではないか。

委員 E

以前、閲覧資料の文字の大きさについて話があったと思うが、それを入れてはどうか。

委員 A

目の見えない人、耳の聞こえない人に対する配慮はあるのか。例えば閲覧資料を点字で作成するなど。

事務局

閲覧資料の点字版を作ったことはないが、意見交換会等で手話通訳を入れたところはある。

委員 A

外国人向けの対応というのも、課題としてはあると思う。

委員長

最終的な文言は、事務局で修正してもらおうとして、全体として何か意見はあるか。

事務局

4 今後に向けての中で、「行政の側から知りたいことを絞り込んで聴取することも」という文言があるが、この表現についてご意見を伺いたい。

委員 C

逐条解説の第10条(2)のところに、「政策の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点」とある。この論点という部分が、行政が知りたいことをいくつか絞り込んで聴取するというところに近い気がする。

事務局

事前に公表ということで書いているため、もし反映させるのであれば、行政側が知りたいと思っていることがわかるような資料を作成して、事前に公表するという形になると思われる。

委員E

パブリックコメントの中で絞り込んでという話ではなく、それ以外にも説明しているように感じる。

パブリックコメントは全てにおいて説明しなければならないと思うが、それ以外で説明資料内に意見を求める項目を設けるのか。

事務局

例えば、資料でそれを表現して皆さんから意見を募る時に、各担当課からも論点の書き方について迷っているという相談を受ける。

事前に資料をわかりやすく作っていく必要がある、ということが条例の趣旨だと思う。

市民にとってわかりやすさを心がけることが大事だと逐条にも書かれている。

委員長

「行政の側から知りたいことを絞り込んで聴取することも一案と思える。」という文が入っているセンテンスを削除する。

削除した状態のもので、最終ということではいかがか。

委員B

最後に1つ。

平成28年度の市民参加条例の運用に関する評価についてで、「その結果、12事業については概ね適正に運用されており、その内、模範となるような事例が2事業あった。」に変更してほしい。

委員長

以上の内容で良いか。

細かい修正は事務局で行ってほしい。

なお、今後は事務局と委員長、副委員長でやり取りしてまとめたものを、答申として市長に提出することとしたいが、よろしいか。

全員

良い。

(2) その他(市民参加の好例持参の報告)

副委員長

今後の市民参加のあり方について参考となる都内某自治体の施設建設事例があるので報告する。

当該自治体は、街の真ん中にクリーンセンターがあるということで全国から視察に来る有名なところである。街の真ん中にごみ処理施設を作ると批判等があるのでどうやって作ったのか等話を聞いてきた。

経緯としては、従前近隣自治体の施設を使わせてもらっていたものが使えなくなり、自地域内に作ることになったが、ほとんどが市街地で適切な用地がなく、街の真ん中にある市有地に作るとなると反対運動が起こる。しかし、作らなければならないという状況があった。これは市民参加を目的にするというよりも、どうにかして作らなければならないので反対されている方々にどう理解を求めるかというのがポイントであった。実際の対応としては、クリーンセンター建設特別市民委員会というものが組織され、候補地の近くの住民や専門家が集まって議論を行った。結果として街の真ん中に作られることになり、環境アセスメント、どのような建物にするか、周辺の土地利用、公害対策等をどうするかが話し合われた。また、施設が出来たから終わりではなく、常時監視していこうということで監視体制も継続していった。以上の経緯から分かるのは、最初は反対運動が起きたが、それを強引に止めるのではなく、議論の場に巻き込み、施設を作るならばどうするべきかを皆で議論したというのが大きい。また、議論の場に入ってもらうことで市民のごみ問題の意識も高まっていったというのも注目すべき点。こういう用地選定を市民参加でやるのは他に例がないようだが、結果的に良い形となったという好例である。また、最初に施設を建てる時点で建て替えを考慮し、用地の半分を建て替え施設分として残しておいたことも素晴らしい。最近、実際に建て替えが行われたが、当初の市民参加の伝統があって、建て替えにあたってもどのようにやっていったら良いかというのを市民が入った議論が行われた。周辺住民に最も嫌われるのは煙突の高さやそこから排出される煙だが、議論の中で高さの理解を得、煙も水蒸気しか出ていないという調査結果を示し、白煙は問題ないという話に至っている。建物自体のデザインも議論され、美術館のような外観、内装になっていたりして外から見た人がここなら住みたいと思うような建築デザインになっている。現在も監視の目があり、汚染は最小化され、資源ごみは近隣の体育館や市役所等に還元されている。市民参加のテーマとして参考となる事例であった。

委員長

今まで市民参加というのはチェックするのが仕事だという感覚が強かったが、全体社会としては必要だが地域に設けられるのは困るといった問題をどうやって市民等の理解を得るために整理していくかということも大切であり、その部分

で大変参考になった。

以上で全ての議事を終了とする。